

令和6年度 前期 ビジネス・キャリア検定試験
企業法務・総務分野
1級 企業法務

試験問題

(6 ページ)

1. 試験時間 150 分

2. 注意事項

- (1) 試験問題は、係員の指示があるまで開かないでください。
- (2) 表紙に記載されている試験区分名が、受験票に記載されている試験区分名と同じか確認してください。
申請している試験区分と異なる試験区分を受験した場合は採点できず、不合格となりますので、ご注意ください。なお、試験開始後に申し出られても、試験時間の延長はできません。
- (3) 試験問題は、2題あります。
- (4) 試験問題の配点及び合格基準は、次のとおりです。
(配 点) 問題1 40点、問題2 60点、合計 100点
(合格基準) 試験全体として概ね60%以上且つ問題ごとに30%以上の得点。
- (5) 関係法令、会計基準、J I S等の各種規格等に基づく出題については、問題文中に断りがある場合を除き、令和6年5月1日時点で施行されている内容に基づくものとします。
- (6) 解答用紙は、問題ごとに各1枚あります。すべての解答用紙に、必ず、①生年月日、②受験番号、③座席番号、④氏名を正確に記入してください。なお、受験番号の最後の桁は、アルファベットですので、数字と間違えないように注意してください。
- (7) 解答には、HB又はBの黒鉛筆、シャープペンシルのいずれかを使用し、問題文に従って、解答用紙に楷書で丁寧に記入してください。なお、判読できない場合には、解答が無効となる場合がありますので、注意してください。
- (8) 解答に当たっては、問題ごとの解答用紙(各1枚)を使用してください。なお、文字数の制限はありません。ただし、解答は、解答欄内のみに記入し、裏面や余白は使用しないでください。
- (9) 下書きや計算等が必要な場合には、下書き用紙を使用してください。
- (10) 記述されている内容の正確さ・専門性に加え、結論に至る論理展開、記載形式、文字の正確さ・丁寧さ等、読み易さも採点の対象となりますので、解答に当たっては、その旨も留意してください。なお、論述に当たっては、文章を補助するため、図表等を使用しても構いません。
- (11) 試験問題の内容に関する質問には、一切お答えできません。
- (12) 試験中にトイレへ行きたくなった場合は、黙って手を挙げて係員の指示に従ってください。
- (13) 試験終了時刻前に解答が済み、退出する場合は、黙って手を挙げて係員の指示に従ってください。ただし、試験開始後30分間及び終了前10分間は、退出できません。なお、退出する場合は、周りの受験者に配慮して、静かに退出してください。
- (14) 試験終了の合図があったら速やかに筆記用具を置き、係員の指示に従ってください。
- (15) 試験終了後、解答用紙を必ず提出してください。ただし、試験問題及び下書き用紙は、持ち帰ることができます。なお、解答用紙が提出されていない場合は、失格となります。
- (16) 替え玉受験、試験中に受験者間で情報を授受する行為、指定されたものの以外のものを机上に置く行為、カンニング行為、他の受験者の迷惑となる行為、係員の指示に従わない場合などは、不正行為とみなされます。不正行為とみなされた場合は、直ちに退場となり、当該期に受験する試験区分のすべてが失格となります。
- (17) 試験問題の転載、複製などを固く禁じます。
- (18) 試験終了後の正解表の公表、合格発表等のスケジュールは、受験票に記載しておりますので、ご確認ください。

〔配点：40点〕

問題1 ソフトウェアのライセンサーの破産手続が開始される場合、使用中のソフトウェアを継続して使用したいと考えるライセンシー側として想定されるリスクに関連し、以下の小問に答えなさい。

〔小問1〕

一般に、一定期間ごとに定額の対価を支払う双務契約のように破産手続開始時に破産者及びその相手方が共にその履行を完了していない双務契約の場合、破産管財人は、当該契約について、破産法上どのような選択権が認められているか、破産法の条文を示して簡潔に述べなさい。

〔小問2〕

一定期間ごとに定額の対価を支払うソフトウェアライセンス契約の場合、上記〔小問1〕の破産管財人による選択権の行使という点に限った場合、その利用の継続ができなくなるリスクがあるとも言えるが、ライセンシーによる利用を保護するために破産法及び著作権法はどのような例外を設けているか。また、これを基にした主張が認められるためには、どのような点に留意する必要があるか述べなさい。

〔小問3〕

破産管財人がソフトウェアの著作権を第三者へ譲渡する場合に関連して、以下の点を論じなさい。

- ① ソフトウェアライセンス契約の承継についてどのような問題が生じる可能性があるか。
- ② 上記①の問題点について、破産手続開始後で著作権の譲渡がなされるまでの間にライセンシーとしてどのような対策を取り得るか。
- ③ ソフトウェアのメンテナンスについてどのような問題が生じる可能性があるか。
- ④ 上記③の問題点について、ソフトウェアライセンス契約締結時、更には破産手続開始後で著作権の譲渡がなされるまでの間にライセンシーとしてどのような対策を取り得るか。

〔配点：60点〕

問題 2 以下の＜事例＞を読み、各設問に答えなさい。

＜事例＞

A株式会社（本店：東京都品川区、取締役会及び監査役設置会社（以下「A社」という。））は、インターネット広告代理店業を行う会社として2010年に設立され、順調に業績を伸ばしてきた。同社は、2015年には顧客のWebサイトを制作する事業にも進出し、更に業績を伸ばしてきている。

同社Webサイト制作事業部は、自社で開発リソースを持たず、顧客からの注文に応じて同社内の複数のプロデューサーと呼称される部長格従業員が、他の小規模Webサイト制作会社に外注委託をすることにより、効率化を図りながら成長しているところに特徴がある。

同社の定期的な内部監査の過程において、取締役及び執行役員の不正が疑われる事実が明らかになり、当該不正につき、社内調査を行った内部監査室長より、法務部長であるあなたのところに以下の報告・相談があった。

【内部監査室長の報告内容】

（1）当社、Webサイト制作事業部長である取締役甲について、Webサイト制作会社B社（以下「B社」という。）との外注取引に関し、以下の仮説①又は②の疑義がある。本人及び関係者への聴取記録、その他関連調査記録は【資料1】のとおりである。

（2）更に、甲の不正調査の過程で同事業部の副事業部長である執行役員乙（雇用関係）についても、画廊Cとの取引に関し、仮説③のような疑義が生じている。本人及び関係者への聴取記録は前記【資料1】のとおりであるが、【資料2】に示す追加調査も実施している。

仮説①：甲は、B社の代表取締役丙と共謀し、B社に対し通常より高い取引金額で発注し、そこで得られた不当な利益の一部を丙よりバックマージンとして受け取っている。乙は、その事実を知らず甲と共謀の上、甲より金品の見返りを受けている。

仮説②：甲と丙は、夫婦関係ないし内縁の関係にあり、且つ生計を同一にしている。B社の持分の過半数を甲が所有し、同社の経営は実質的に甲と丙が共同で行っている。取引の結果、当社からの発注で得られたB社の利益は、実質的に甲と丙のものとなっている。乙は、その事実を知らず甲と共謀の上、甲より金品の見返りを受けている。

仮説③：乙は、自身又は自身の家族が経営する画廊Cを運営しているC株式会社（以下「C社」という。）と当社との絵画売買取引を通じて、個人的利益を得た。

【資料 1】

(1) 内部監査室によるWebサイト制作事業部のプロデューサー（部長格従業員）O、P及びQに対する聴き取り調査記録

O「2017年春頃から、事業部長である取締役甲から、B社を外注先として用いるように頻繁に指示がある。B社との取引価格や納品成果物に問題はないものの、B社は2016年に設立されたばかりであり、実態が不明なため、とても不自然に感じている。」

P「2018年の夏頃、大手取引先のWebサイト改修業務を受託し、これをある会社を外注することを内定していた。しかし、突然、事業部長である取締役甲から、具体的理由の説明もなく、B社を起用するように指示された。B社との取引価格や納品成果物に問題はないものの、大手取引先への納期が想定より遅れたため、当初予定よりも5%、金額にして約100万円を値引きしなかった。」

Q「ある取引先からの受注案件をB社に外注することとした際、念のため他社と相見積もりを取ったところ、B社の方が当該他社よりも見積金額が約5%、金額にして50万円ほど高かった。上司である執行役員乙に相談したところ、『金額は高いかもしれないが、B社の方が当社案件の受注に慣れており効率的であることから、問題のない合理的な範囲だ。B社を起用するように。』と指示された。私の案件の利益率が悪化するのを納得いかなかったが、やむを得ずB社を起用した。納品成果物、納品スケジュールに問題はなかった。」

(2) B社との取引に関する経理部への照会結果

2016年の春頃からB社との取引高が増え続け、2019年には、全外注先に占めるB社との取引高の割合が30%を超える程度となっている。他の取引先との取引額は、多くて全体の10%程度であるため、B社との取引高が突出している。ただし、発注書、納品書の記載内容からすると個々の取引額に違和感は見られず、その他不審な点も見られない。

(3) 内部監査室によるWebサイト制作事業部の従業員R、S、T及びUへの聴き取り調査結果

R「私は甲取締役の秘書である。甲はB社の代表取締役丙と頻繁に会食しているが、ある日、甲の忘れ物を会食先に届けに行ったところ、甲は、丙に肩を抱かれながらレストランの隣のマンションと思われる建物に入っていくのを見た。最初、丙は甲の夫ではないかとも思ったが、名字が異なるので、他の特別な関係かもしれない。」

S「甲は、2017年頃から、高級ブランドのバッグやアクセサリを多数身に着けるようになった。また、取引先の社長らしき人物が頻繁にオフィスの近くまで高級外車で迎えに来ているのを度々見ている。その人物は、甲の夫なのではないかという噂がある。」

T「執行役員の乙は、甲と特別な関係だと聞いたことがある。乙は、たびたび『甲からこんなプレゼントをもらった。』と自慢していた。ただ、甲は取引先B社の代表取締役丙と特別な関係にあるという噂もあり、いったいどうなっているのかと思う。」

U「執行役員の乙は、2020年頃に実施した当社のオフィス・リニューアルプロジェクトで、オフィスの内壁に飾る絵画を選定・購入する担当となった。その際、著名な日本画家の絵画1点、米国の新進気鋭の現代アート作家の絵画1点を、それぞれ東京都千代田区にある画廊Cから購入した。日本画と米国の現代アート絵画を同じ画

廊から買うことにつき不思議に思い、画廊Cのことを調べたが、画廊Cを運営するC社は、Webサイト上の住所が乙の住所と同じだった。社内決裁は適切に得られているとはいえ、倫理的に疑問を感じる。」

(4) 内部監査室による甲、乙及び丙への聴き取り調査結果

甲「丙と親しくしていることは間違いないが、決して特別な関係ではない。B社は設立間もない会社であるが、丙は経験豊富なWebエンジニアで経営者としても優れており、尊敬している。乙は優秀な直属の部下なので大切にしているが、それ以上の特別な関係はない。会社に変な噂に惑わされて、ありもしない不正を疑うなど言語道断だ。」

乙「私は甲のことに憧れて好意を持っていた。甲がB社の丙と一緒に暮らし生計を共にしているらしいことも知っている。ただ、その関係を見てみぬふりをしているだけで甲は私に目をかけてくれるし、高いプレゼントなども贈ってくれるので、見てみぬふりを続けていた。B社の成果物や取引価格に問題があるわけではなく、当社に損害が生じるわけでもないので、罪悪感はなかった。Qが指摘している点については、顧客への納品スケジュールが通常より短かったため、慣れているB社に発注することが妥当だと考えた。また、短期で納品してもらうには、金額が少し高くなるのも止むを得ないという判断だった。」

オフィス・リニューアルに伴う絵画の取引については、本当に申し訳ない。画廊Cは私の妻が代表取締役を務める会社が運営している。当該会社のオーナー株主は妻の学生時代の友人と聞いている。私は絵画に詳しくないため、詳しい妻に相談したところ、当社オフィスのイメージに適する絵画を選んでくれたので、妻の会社と取引することとした。会社の皆さんも喜んでくれたので問題ないと思っていたが、振り返ってみれば不適切だったと思う。」

丙「貴社の甲とは、甲が取引先の取締役であり、当然仕事が欲しいので懇意にしているだけだ。事前に見積書を提出し、見積書に従った成果物も納品している。貴社の従業員の噂話や根も葉もない話に付き合わされるのは本当に心外だ。」

(5) 内部監査室によるB社との取引に関する追加調査結果

B社の登記簿に記載される丙の名字と甲の名字は異なること、B社の登記簿上甲の氏名と一致する取締役は選任されていないことが確認できた。また、A社に届けられている甲の住所と、B社の登記簿に記載される丙の住所も異なることが確認された。B社への発注履歴、B社からの成果物納品履歴、甲の電子メール履歴も調査したが、社内決裁を含め、外形上の手続に問題は発見できなかった。また、プロデューサーPの指摘する大手取引先に対する納品遅延については、当社担当者によるB社に対する指示に不備があったことが原因であることが確認されている。さらに、プロデューサーQの指摘する外注先選定については、確かに発注元からの納品依頼スケジュールが他の通常の取引に比較して極めて短いことも確認できた。

【資料2】

C社の登記簿上の住所と乙の従業員名簿上の住所が一致した。また、C社の登記簿上の代表取締役の氏名と、乙から届けられた妻の氏名が一致した。なお、当該絵画2点について、信頼できる鑑定会社に鑑定を依頼したところ、取引価格は適正であり、むしろ、現在の市場価値は取引価格より値上がりしているとのことであった。

設問1 B社との取引について

〔小問1〕

B社との取引に関する内部監査室の仮説①の当否について、【資料1】記載の事実を参照・摘示しながら、法務部長として、あなた自身の見解を簡潔に述べなさい。なお、【資料1】記載の事実以外の事実を推論する必要はない。

〔小問2〕

- (1) B社との取引に関する内部監査室の仮説②が事実だった場合、甲の行為は会社法上の競業取引ないし利益相反取引に該当するか。また、該当するとした場合、いかなる責任を負うか、簡潔に述べなさい。
- (2) 上記(1)の場合において、A社は乙に対し就業規程上の懲戒処分を行うことができるか。参考資料【就業規程抜粋】(次ページ参照)の関連条項を示し(文言は逐一引用しなくてよい)、簡潔に述べなさい。なお、乙に過去の懲戒歴はないものとする。

設問2 C社との取引について

C社との取引に関し、A社は乙に対し就業規程上の懲戒処分を行うことができるか。内部監査室の仮説③の当否について触れつつ、参考資料【就業規程抜粋】の関連条項を示し(文言は逐一引用しなくてよい)、簡潔に述べなさい。なお、乙に過去の懲戒歴はないものとし、設問1〔小問2〕(2)で検討した懲戒の有無は考慮しなくてよい。

参考資料【就業規程抜粋】

(懲戒)

第X条 従業員が、次の各号に該当するときは、懲戒を行う。

- (1) 正当な理由なく、業務上の指示・命令に反し、職場の秩序を乱したとき。
- (2) 素行不良により職場の秩序を乱し、又は乱そうとしたとき。
- (3) 会社の金品、重要資料その他会社資産を破損、紛失、詐取流用、横領又は私的な目的に利用したとき。
- (4) 職務権限を越えて専断的行為をなし、会社の名誉及び信用を傷つけたとき。
- (5) ～ (8) (略)
- (9) 会社の許可なく他社に就職し、又は自ら事業を営んだとき。
- (10) 職務上の地位を利用して私利を図り、又は会社の許可なく不当に金品その他を受領したとき。
- (11) 法令、就業規程その他諸規程、諸規則、通達等の指示を遵守しなかったとき。
- (12) 本人の故意又は重大な過失により、会社に損害を与えたとき。
- (13) ～ (15) (略)
- (16) その他前各号に準ずる程度の不適切な行為があったとき。

(懲戒の方法)

第Y条 第X条各号に該当した場合は、次の方法によって懲戒を行う。ただし、情状酌量の余地のあるものは、訓戒するに止めることがある。

- (1) 戒告 将来を戒め、始末書を提出させる。
- (2) 減給 戒告の上、減給を実施する。
- (3) 停職 戒告の上、7日以内の出勤を停止し、その期間の賃金を支給しない。
- (4) 降職・降格 戒告の上、役職位を降職させ、等級変更を実施する。
- (5) 諭旨退職 退職願の提出を勧告し、退職金の全部又は一部を支給しない。これに応じない場合は、予告期間を設けるか、又は解雇予告手当を支給して、解雇する。
- (6) 懲戒解雇 予告期間なしに即時解雇し、退職金を支給しない。また、行政官庁の認定を受けた場合には、解雇予告手当を支給しない。

以上